

高等学校遠距離通学費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、県内の県立高等学校（通信制を除く。）に在籍する生徒の通学に要する経費の負担の軽減を図るため、生徒の通学に要する経費を負担している者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 補助の対象及び補助率

次の表に掲げるとおりとする。

補助の対象		基準額	補助率
区分	経費		
授業料の減免を受けている生徒又は授業料の減免を受けている生徒に準ずる生徒	公共交通機関を利用する場合の当該利用交通機関の定期券購入費（各学年の8月分及び最終学年の3月分は除く。）	15,000円	利用公共交通機関ごとの1箇月分の定期券購入費の合計額から基準額を控除して得た額に、通学延べ月数を乗じて得た額の2分の1以内

第3 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 通学計画書（様式第2号）

ウ 授業料の減免を証する書類の写し又は知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第4 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 申請内容を変更しようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(2) 通学計画の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

第5 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第3号）

イ 変更通学計画書（様式第2号）

第6 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第4号）

イ 通学実績書（様式第5号）

(2) 提出期限

通学計画の完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第7 請求の手続

提出書類 1部

請求書(様式第6号)

第8 概算払の請求手続

提出書類 1部

概算払請求書(様式第6号)

第9 書類の経由

- (1) この要綱に基づき知事に提出すべき書類は、生徒の在学する高等学校長を経由するものとする。
- (2) 高等学校長は、(1)に規定する書類の提出を受けたときは、速やかに、知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則(令和元年6月25日教育委員会告示第6号)

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月30日教育委員会告示第7号)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の高等学校遠距離通学費補助金交付要綱(以下「旧告示」という。)の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の高等学校遠距離通学費補助金交付要綱の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に旧告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。